処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根　拠　条　項	第35条の４第４項第２号
処 分 の 概 要	接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の４第３項（処分移送通知書の送付） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準	別紙２「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」のとおり
問　合　せ　先	警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備　　考	